

一般社団法人 京都府タクシー協会からのお知らせ

新型コロナウイルスに対する感染予防と健康管理の徹底について

一般社団法人京都府タクシー協会（会長：兼元秀和）では、新型コロナウイルスの感染予防対策として、国土交通省並びに一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（会長：川鍋一郎）からの通達を受け、会員各社へ通知して、感染予防と健康管理の徹底をお願いしているところです。

今後も引き続き、公共交通機関としての一翼を担うため、安全・安心に取り組んでまいります。

○会員事業者への周知事項等

国土交通省並びに一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会からの通達を通知

○令和2年1月23日（木）

「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について」

○令和2年2月3日（月）

「新型コロナウイルスに係る訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知について(協力要請)」

○令和2年2月7日（金）

「新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について(協力依頼)」

○令和2年2月14日（金）

「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について(要請)」

※令和2年2月13日、タクシー乗務員への感染が確認（東京）

○令和2年2月17日（月）

「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について(要請)」

○令和2年2月18日（火）

「新型コロナウイルス防止対策の傘下会員への周知・徹底について(依頼)」

会員への周知内容

○乗務員のマスク着用、石鹸による手洗い及び消毒液による皮膚の洗浄、うがいの励行の徹底、「咳チケット」の遵守等

○乗務員の出庫時等の点呼の対応（体温測定による体調管理等）

○体調不良が確認された際の対応（速やかに医療機関の受診等）